



具体的には、例えば、センシティブな配慮個人情報の漏えい、それから不正アクセスによる漏えい、それから経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏えいといったもの。このほか、これらには該当しなくとも、一定数以上の大規模な漏えいなどを報告の対象とすることを検討していただきたいというふうに思います。

○太田(昌)委員 大変に、それ以上細かく規定することもなかなか難しいのかもしれませんけれども、もうちょっと事例等々をわかりやすく、そして、企業の側においてもしっかりとそこに対し対策が打てるような、これは支援なども含めて、ぜひともよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、域外適用についてもちょっと伺つておきたいというふうに思います。

グローバル化によって、個人情報が国境を越えて大量かつ頻繁にやりとりをされるようになつたわけで、ゲーブルあるいはフェイスブックなど、いわゆるG A F Aと言われている、提供をされるサービス、私たちの日常生活にもこれは不可欠なものとなつております。

さまざま、「今、なかなか地元に帰る機会がないんですけども、例えば、帰りの新幹線に乗つたりすると、そこでもW I F Iが機能されていまして、そこにつなげるためには、例えば今のフェイスブックを使うとかソーシャルを使って、そこにつなげるためには、例えは今のソーシャルを使つちゃうと簡単にいただけるのですから、楽でやつちやつたりするわけですが、それども、そのように、ある意味でいけば、そうしたところに我々の情報というのもしっかりとこれは握られちゃつているという実態にあろうというふうに思っています。

こうした外國事業者に対して日本の規律がしっかりと及ぶということが、消費者の安全のためにも、安心のためにも不可欠であろうというふうに思っています。

一方で、今回の個人情報保護法では、現行、外國事業者に対して、個人情報保護委員会は命令や

報告徴収等の強制的な権限行使することができます。で、その後、どのようなもののかどうか、実態も含めて確認をしておきたいと思います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正では、御紹介いただきましたとおり、外國事業者に対しても委員会からの報告徴収、命令ができるようになります。国内事業者とのイコールフットティングを図るものでござります。

外國事業者が報告徴収や命令に違反した場合には罰則の適用もありますけれども、日本の当局が外国で立入検査や取調べを行うことは、外國主権との関係でも困難な場合もございます。

そのような場合に備えまして、今回の改正においては、事業者が命令に違反した場合には委員会がその旨を公表できるということにしております。

また、法律上、外國当局との執行協力もできるとしております。

これまでも委員会では外國事業者に対する指導によって、公表によって命令の実効性を担保することにしておりまして、こういったツールを用いて、監督の実効性を上げていきたいというふうに思っています。

○太田(昌)委員 ともあれ、これは実効力が伴わないと何の価値もないわけですから、ぜひよろしくお願いします。

最後に、先ほど牧島先生もお取り上げられておりました二千個問題について、ちょっと私の方からも確認をさせていただきたいと思います。

これらの法律や条例では、個人情報の定義やその利用の手続などが異なつてゐるために、「データの流通の壁になつてゐる」という課題について、これは多くの声が聞かれてゐるところでもござります。いわゆる二千個問題といふことあります。

これらの法律や条例では、個人情報の定義やその利用の手続などが異なつてゐるために、「データの流通の壁になつてゐる」という課題について、これは多くの声が聞かれてゐるところでもござります。いわゆる二千個問題といふことあります。

例えば、医療分野、独立行政法人の病院、県立病院、市立病院、あるいは個人病院でそれぞれ個人情報の取扱いのルールが異なるために、各病院のデータを連携が難しいという声も聞きます。今、新型コロナウイルス感染症への対応のように、多様な主体が広域的にデータ連携することが重要性を増している状況の中、こうした法律や条例のルールの統一が不可欠であろうといふふうに思つています。

基本法である個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会で、この問題の解決に向けて積極的に取り組むべきと思いますが、この御見解をお伺いをしたいといふふうに思います。

○衛藤国務大臣 委員御指摘のとおり、民間部門、国の行政機関等、あるいは地方公共団体における個人情報の取扱いを規律する法令が別々になつてゐることがデータ流通を阻害しているのではないかといふふうに思つておらず、発端となりましたのは、十九日、自民党の参院幹事長であります世耕議員が、この国家公務員法について、公務員だけ給料が下がらないまま定年延長されていいのかなどと見直しを求めたというところから始まつておると承知をしております。

これに対して、安倍総理は会見の中で、公務員の意見に耳を傾けることが不可欠だ、そして、この法案をつくったときと違い、社会的な状況は大変厳しい、そうしたことと含め、しっかりと検討していく必要があるといふふうな御発言をされおりました。

体的に取り組んでいく必要があると思っておりまます。で、できるだけ早く結論を急ぎたいというふうに思つております。

どうぞよろしくお願ひします。

○太田(昌)委員 大臣から、できるだけ早くという力強い御回答をいたしました。御期待を申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○松本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 立国社の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

また、ほかの委員会との質疑の兼ね合いで、当初の予定から質疑順を入れかえさせていただきました。御理解をいただき、ありがとうございました。

まず冒頭、本日は、個人情報保護法改正に関する議論をさせていただきたいと思ひますが、その前に一問だけ、国家公務員法に関する質問をさせていただきたいと思います。

皆様御案内のとおり、国家公務員法については、先日、継続協議ということが決まりまして、今回のこの国会では議論をしないということになりましたけれども、ここ数日、政府の方から立て続けに大きな方向転換の報道がされておりますので、その点、少し事実確認をさせていただきたいといふふうに思つております。

まず、発端となりましたのは、十九日、自民党の参院幹事長であります世耕議員が、この国家公務員法について、公務員だけ給料が下がらないまま定年延長されていいのかなどと見直しを求めたというところから始まつておると承知をしております。

ただ、この国家公務員法改正については、当初より、高齢期の職員の豊富な知識経験を最大限に活用するという理由で、これまで政府が強力に成立を推し進めてきた案件でありまして、どうも急な方向転換に見えてならないというふうに感じております。

要だと思っているか、見直しが必要だと思つてい

こういつたことも踏まえまして、しつかりと対

要性があると思つてゐるといふことによろしいで

○堀江政府参考人 大変恐縮です。  
 緯り返しになりますけれども、今般の国家公務員法改正につきましては、今後、長期的に少子高齢化が進み、土産手當人「が減らする我が國にござるが、そのためと思つてゐるか、見直しが必要だと思つてゐるか、その点に関してもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

こういつたことも踏まえまして、しつかりと対

要性があると思つてゐるといふことによろしいで

堀江統括官にもお越しをいただきておりますので、現時点での政府見解を伺いたいんです。伺いたいのは、総理が言われているように、今の社会情勢の中で、国家公務員法改正に影響を与えるような情勢変化が起きているのか、そして、見直しのような発言も出しておりますが、現段階で、内閣官房として、国家公務員法の改正の必要性、どのように今認識をされているのか、お伺いしたいと思います。

でござります。  
その上で、総理の御発言なども踏まえまして、  
しつかりと対応していきたいと考えております。  
○浅野委員 済みません、事前の通告でしつかり  
と、私は、情勢変化に対する認識と、そして、そ  
の変化の認識を受けて必要性をどう考えているか  
というのを答えてほしいというのを丁寧に通告を

先ほど、統括官の答弁の冒頭、提出をしているところですがござりますという答弁がございました。それで検討をしていくと、これからに向けをまえて検討をしていくと、これからに向けては、この意味ではなくて、この情勢変化をどう捉えているのか、それをどう踏まえ、その変化を踏まえて国家公務員法の改正が今なお必要だと思っているのか、いないのか。

うふうに思つております。その上で、総理の発言などを踏まえまして、しっかりと対応を検討してまいります。

○浅野委員 少し答弁が前進したかなと思いますが、私が言いたいのは、やはり今の政府は、一億総活躍社会をつくるということをずっと掲げてきているわけですね。やはり社会のマクロな動向変化として、少子高齢化というのが進んでいます。そういう中で、短期的と言つていいのかわからませんが、数カ月から一年、二年、数年程度の

今般の国家公務員法等改正法案にございましては、今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらいつつ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する必要があるという認識のもと、必要かつ重要な法案であると考えて、国会に提出させていただいているところでございます。

認識を持つて出しました。そして、總理のきのうの発言を受けてしっかりと対応してまいりたいと、いうのは、それはわかるんですが、ただ、統括官の御見解として、情勢変化があると思っているのか、ないと思っているのか、そして、それを受けたて必要性に変化が生じているのか、生じていないのか。

は、もちろん、我々全員が共有しているところだと思いますが、この国家公務員制度改革というのには、それ以上の長いスパンでこの国のあり方といふのを形成する基本的な法律でございます。

ですから、今、国家公務員は全国で約五十八万人、地方公務員は二百八十万近くおりまして、こういった方々の雇用や働き方に影響を与える重要な法案ですから、ぜひ皆皆さん、これから、そ

うな、總理から、今、社会的に大変厳しい状況にあり、法秦をつくったときとは状況が違っているのではないかという意見があることも承知している。あるいは、そうしたことも含めてしつかりと

的に答弁をいただきたいと思ひますが、もう一度、これが最後になりますが、よろしくお願ひいたします。

そういつたことも踏まえまして、対応してまいりたいと思っております。  
○松本委員長 ちょっとと速記をとめて。

いつたところも踏まえるのはそうなんですが、大きな、長期的な視点に立つて検討をしていただきたいというふうに思います。

あつたと承知しております。  
このようなことも踏まえた上で、しっかりと対応してまいりたいと考えております。  
○浅野委員 ちょっと最後の部分が何となくうやむやにまとめられてしまったような感じがしたんですねけれども、ちょっと私たちの質問の最後の部分、この国家公務員法の改正の必要性に対しても、いう認識を持っているのか。端的に言えば、必

先ほどから申しましては、必要なものであると考えて、提出させていただいているところでございます。

その上で、総理から、今、社会的に大変厳しい状況にあり、法案をつくったときとは状況が違うのでないかという意見があるということでも承知しているという御発言もあつたところでござります。

○浅野委員　じゃ、ちょっと聞き方を変えますか、答弁を踏まえて、私の理解では、国家公務員法の改正はいまだに必要だと思っている、その上で、昨日の総理の発言等を踏まえて、情勢が厳しくなっていることも踏まえて、これからどういうふうに改善点が必要なのかを検討していくたい、そういう理解でよろしいですか。つまり、まだ改正の必

方へ移っていただきたいと思います。  
堀江総括官は、ここで結構でござります。あり  
がとうございました。  
○松本委員長 御苦勞さまでした。どうぞ御退席  
ください。  
○浅野委員 まず、大臣にお伺いをしたいと思い  
ます。  
今回の個人情報保護法が前回改正されたのは、  
平成二十七年の第百八十九回の国会でございまし

た。このときは、消費者や事業者を取り巻く環境変化に対応して、消費者の個人情報の保護を図りながら、事業者による円滑なデータの利活用を促進させるような趣旨で改正がなされたわけでございます。

そこで、まず最初の質問は、そういった過去の改正を踏まえたこれまでの個人情報保護法制に対する評価、効果があった部分、そして新たに課題となってきた部分、その部分を端的にお答えいただきたいと思います。

○衛藤国務大臣 平成二十七年改正においては、個人情報保護法が平成十五年に成立してから相当の期間が経過し、情報通信技術が進展したこと等を踏まえて、個人情報の適正な取扱いを図るべく、個人情報保護委員会を新設するとともに、利活用を推進するために匿名加工情報を新設し、不当な差別、偏見が生じないよう、要配慮個人情報の規定を整備する等の措置が行われました。

○浅野委員 それによって、どういう課題があるかという部分について、もう少し答弁をいただけますでしょうか。

特に、事業者を一元的に監視、監督する体制として個人情報保護委員会が設置されたということは極めて大きい前進だといふふうに思つております。また、この改正によって、個人情報保護委員会における監視、監督体制の確立等、当時の課題への対応ができたと評価しております。

しかしながら、この三年間には、個人情報に対する意識の高まり、技術革新、グローバル化への対応といった目まぐるしい変化があつたと考えています。このため、こうした課題に対応する所要の改正事項を盛り込んだのが今回の改正案でございます。

○浅野委員 ありがとうございました。

今大臣も御答弁の中で触れていたとおり、やはり前回から今までの期間の中で、特に、情報通信事業、サービスのグローバル、ワールドワイドなネットワーク化であつたり、個人情報が、

国内にとどまらず幅広く世界的に流通するような環境がより一層加速しているような印象を私も持っております。

次の質問なんですが、この個人情報保護法といふのは、極めて情報通信技術の発展に影響を及ぼし得る法律だと私は思つております。

特に、私も経済産業委員会に所属をしながら、こういった情報通信サービスの規制のあり方ですとかを議論していますと、やはり個人情報に対する保護がしっかりとしているか、していないか、これに対する国民の認識が非常にこのサービスの普及に影響を及ぼし得るんだというふうに思いました。

ですので、大臣に伺いたいのは、今後、どんどん情報通信技術、サービスの発展というのを我が国も進めていかなければいけないのですが、この発展に向けて個人情報保護法制はどうあるべきなのか。

私の言ひ方で言えば、しっかりとデータを守る環境をつくれば、国民の安心感が高まつて、そういうイメージを持っているので、ある種、厳格さ、といったサービスの利用がもつともっと広がる、そんじて、もつともっと事業・技術が発展する、そんなイメージを持つてあります。

この点について、大臣の御見解を伺えればと思

の進展とあわせまして、國民から直接いろいろな形での意見もお聞きしながら、その双方をどううぐあいにしてうまく両立させていくかということが極めて重要であるということで我々は認識しているところでございます。

そういう意味におきまして、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益をしっかりと保護してまいらなければいけないというふうに考

えています。

○浅野委員 ありがとうございます。

基本的に同じような御見解をお持ちなんだ

うとこを理解いたしました。

やはり個人の権利、そして、しっかりと安心感を生むような保護体系にしていかなければいけないという観点で次の質問に移りたいと思うんです。

○其田政府参考人 その要素につきまして御説明申上げます。

個人データの性質や漏えいの態様に着目をして、幾つかの要素で検討してまいりたいと思います。

例えば、要配慮個人情報など、いわゆる機微情報でありますとか、不正アクセスによる漏えい、あるいは、財産的被害が生じるおそれのあるデータの漏えい等、類型に着目したものは、報告の対象としてまいりたいと思います。また、これらの類型に該当しない場合であつても、一定以上の大規模な漏えいについては報告の対象とする予定しております。

このように、複数の観点から類型を定めることで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思います。

○浅野委員 今、幾つか具体的な例示をしていたで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象とする予定しております。

このように、複数の観点から類型を定めることで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。

漏えい報告、それから本人への通知の中身の具體的内容について御説明申し上げます。

二十二条の二第一項の本文におきまして、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれがあり、個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告しなければならないといふふうに定められております。

また、改正後の二十二条の二第二項本文におきまして、前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた

知しなければならないといふふうに定められております。

○浅野委員 ありがとうございます。

この第二十二条の二に定められる個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、報告の義務化の対象となるといふことがございました。先ほどその部分についても具体的な例示をされながら御答弁いただいたと思うので、その部分をちよとお願いいたします。

○其田政府参考人 その要素につきまして御説明申上げます。

個人データの性質や漏えいの態様に着目をして、幾つかの要素で検討してまいりたいと思います。

報告でありますとか、不正アクセスによる漏えい、あるいは、財産的被害が生じるおそれのあるデータの漏えい等、類型に着目したものは、報告の対象としてまいりたいと思います。また、これらの類型に該当しない場合であつても、一定以上の大規模な漏えいについては報告の対象とする予定しております。

このように、複数の観点から類型を定めることで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思います。

○浅野委員 今、幾つか具体的な例示をしていたで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思います。

このように、複数の観点から類型を定めることで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思います。

今伺った内容ですと、例えば、個人情報が本人に与える影響の重大さですとか、あるいは故意による漏えいなのか、過失による漏えいなのか、そういうふうに思われますので、そうした要素を十分に配慮をいただきながら、できるだけ具体的でわかりやすい、そして、何より消費者が安心できる



いすれにしても、こういったケースも、どういった場合にというようなことも含めまして、丁寧にガイドラインなどでお示ししていく必要もありますし、また、それをうまく広報啓発して、企業の方に御理解をいただく、あるいは、消費者の方にも安心していただくことが必要だらうというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。ちょっとと今の答弁の中で一点確認させてください。

もし削除情報等が漏えいした場合に、仮名加工情報はもう一度つくりかえる必要があるだらう、事業者の中でもそういう対応をするだらうというような発言がありました。それは、今後、規則かあるいはガイドラインで定められる予定というのはあるんでしょうか。

○其田政府参考人 ただいま御指摘いただきましたようなことは、安全管理措置義務の一環として、ガイドラインなどで記載していくこうと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

もう一、二問、仮名加工情報についてお伺いしたいと思います。

今回、仮名加工情報は、第三者提供を規制しております。基本的に第三者提供ができるような取扱いが規定されているわけですから、例えば、今のようなコロナ感染症が蔓延して、一刻も早く治験データを集めて、新しい治療法ですかとか適切な治療方法を見つけ出さなければいけない、こういった場合に、患者さんの匿名性は確保しながら、こういう仮名加工データを活用しながら、より早く、迅速に解決策を模索する、そういう動きがこれから医療業界やいろいろな分野で出てくることが想定されております。

情報通信技術を用いてこういう社会全般をよりよくしていこうというふうに考えたときに、こういう仮名加工情報をせつかくつくるのであれば、そういう活用の幅を広げて、より安全に、より効果的にこういうデータを使うという考え方もある

たのではないかと思うんですが、今回、なぜ第三

者提供を規制するに至ったのか、その部分について御説明をいただきたいと思います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。

仮名加工情報の第三者提供につきましては、それを取得した悪意のある者が特定の個人を識別するおそれがあるということの懸念がござります。

また、漏えい発生時におけるリスクの低下を図るために個人を識別できないようにしているにもかかわらず、第三者提供について本人に開示させた場合には、あえて加工前の個人情報を復元するためには、あえて加工前の個人情報を復元するといったような、リスクが高まる点もございま

す。そういうことから、仮名加工情報それ自体の第三者提供を禁止してございます。

なお、仮名加工情報を作成した事業者におきましては、一般的に、該仮名加工情報の作成に用いた個人情報自体は保有しておると思いますので、現行法にありますように、それを普通の個人データとして、本人の同意を得て第三者に提供することは可能になっております。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりさまざまなりスクがあるということ、この法律を考えていらっしゃる皆様自身が、「データがどう扱われるか、もしものときに思いが至つて、まだまだこういう情報を安心して幅広く活用できる環境が整っていない」ということのあらわれでもあると思つんですね。

冒頭、大臣と議論させていただいたように、や

りと能動的に実態把握に努めて、それを継続していただきたいというふうに思つんです。大臣からの答弁を求めたいと思います。

○衛藤国務大臣 各国とともに、通信情報技術の進展、特にアメリカなんかは、こういういろいろなものを逆に技術が引っ張ってきて、行政の方は後追いでやつていくとか、それから、ヨーロッパの方では、個人情報保護が前面に立つて非常にしっかりしているとか、あるいは、いろいろな国においては、国家がこれを管理するような形についているとか、いろいろな違いがあると思います。

しかし、委員御指摘のように、我が国は、この技術の進歩と個人情報の保護という、有用性と利活用も、両方をやはり成り立たせるような形で、常に極めて細心の注意が必要だというふうに思つています。

そういう意味では、私どもも、まだまだ報告されていない事案がないかを把握しながら、法律に基づく義務の履行を促す点で、情報漏えい等についてはやはり的確に監視を続けていかなければなりません。

○松本委員長 次に、袖木道義君。

ちょっとと何問か質問を飛ばすことになります

が、やはり、今、きようの議論を通してわかつたのは、報告や本人通知の義務化の基準、そして、この仮名化情報一つとっても、その作成方法や管

理方法に対する基準というのがまだまだこれから決まっていく要素が多くて、これは、実際、施行されるまで二年あるそうですが、それとも、しっかりと周知できるかどうか、まだまだ懸念が残つています。

ですから、ぜひ施行後も継続的な実態把握をしていただき、個人情報保護委員会は、上がつていた漏えい報告だけを見るんじやなくて、しっかりと能動的に実態把握に努めて、それを継続していただきたいというふうに思つんです。大臣からの答弁を求めたいと思います。

○衛藤国務大臣 各国とともに、通信情報技術の進展、特にアメリカなんかは、こういういろいろなものを逆に技術が引っ張ってきて、行政の方は後追いでやつていくとか、それから、ヨーロッパの方では、個人情報保護が前面に立つて非常にしっかりしているとか、あるいは、いろいろな国においては、国家がこれを管理するような形についているとか、いろいろな違いがあると思います。

しかし、委員御指摘のように、我が国は、この技術の進歩と個人情報の保護という、有用性と利活用も、両方をやはり成り立たせるような形で、常に極めて細心の注意が必要だというふうに思つています。

そういう意味では、私どもも、まだまだ報告されていない事案がないかを把握しながら、法律に基づく義務の履行を促す点で、情報漏えい等についてはやはり的確に監視を続けていかなければなりません。

○袖木委員 違法支給されるじゃないですか。退職金、幾ら出るんですか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

退職手当の取扱いにつきましては、内閣人事局の方の所管でございますが、一般に、訓告の場合には特段の条項はないというふうには承知しております。

○袖木委員 満額支給されるじゃないですか。退職金、幾ら出るんですか。

私も、この退職手当の試算の基準に従つて試算してみましたよ。退職日の俸給月額掛ける退職理由そして勤続年数支給割合プラス調整額。これ

思つておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○浅野委員 ありがとうございます。

法案質疑の前に、通告しております、つい先ほど、速報によれば十時三十一分、黒川東京高検事長辞職が閣議了解されたと。これは何なんですか、一体。しかも戒告。(発言する者あり)訓告か。

訓告って、これは訓告じゃなくて免職でしょう、本来。何なんですか、この処分。国民をばかにしているんですか。なぜ訓告なのか。この身内に甘過ぎる処分の妥当でない点、まず伺います。

人事院の懲戒処分の指針によれば、こうあります。賭博。「賭博をした職員は、減給又は戒告とする。」しかも、黒川さんの場合は、新聞社の調査報道、今回出ていますが、それも含めて常習犯か。

人事院に聞きますけれども、訓告の場合は、私は、停職ですか。常習として賭博をした職員は、停職ですか。最低、減給又は戒告。これは、停職になつて当然の報告が出来ている。

人事院に聞きますけれども、訓告の場合は、私は、停職になつて当然の報告が出来ている。

基づく義務の履行を促す点で、情報漏えい等についてはやはり的確に監視を続けていかなければなりません。

○袖木委員 満額支給されるんじゃないですか。退職金、幾ら出るんですか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

退職手当の取扱いにつきましては、内閣人事局の方の所管でございますが、一般に、訓告の場合には特段の条項はないというふうには承知しております。

○袖木委員 满額支給されるんじゃないですか。退職金、幾ら出るんですか。

私も、この退職手当の試算の基準に従つて試算してみましたよ。退職日の俸給月額掛ける退職理由そして勤続年数支給割合プラス調整額。これ

くことが日本における大きな課題だというようになります。

七千万円ですよ。